

緊急災害時の児童の措置について (6月改定版)

台風に伴う暴風警報および特別警報が発令された時、また震度5弱以上の地震が発生した時の対応措置について、児童の安全と当日の混乱を避けるため、下記の通りの対応を致します。

(他の警報には適用されません。)

今回の改定により、午前9時までに「暴風警報」や「特別警報」が解除された時も給食はありません。午前授業ののち下校します。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

・登校前

警報発令時刻	行動
・午前7時現在 「暴風警報」「特別警報」が発令されている時	児童の登校は見合わせ、自宅で待機。
・午前9時までに、 「暴風警報」や「特別警報」が解除された時	午前9時30分【集合場所へ集合し、集団登校】 午前10時 【始業】 ※給食は中止（午前授業ののち下校）
・午前9時までに、 「暴風警報」や「特別警報」が解除されなかった時	臨時休業
・震度5弱以上の地震発生時	臨時休業

・在校時(登校中も含む。)

「暴風警報」「特別警報」発令時 「震度5弱以上の地震」発生時	児童は、校内待機とする。 保護者へ引き渡しによる下校措置。※引き渡しカードに登録された方で、お迎えをお願いします。
-----------------------------------	--

○上記の措置のほか、気象条件・警察からの情報などにより臨時の措置をとることがあります。

○上記の措置のうち、保護者への引き渡しによる下校措置となった際、電波障害などでメール等が配信できない場合もあります。**学校からの連絡が万が一ない状況でも、お迎えをお願いします。**